

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第43期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 川 床 博

【本店の所在の場所】 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
アーバンエース三宮ビル

【電話番号】 神戸(078)242-4500

【事務連絡者氏名】 取 締 役 浅 川 岳 彦

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
アーバンエース三宮ビル

【電話番号】 神戸(078)242-4500

【事務連絡者氏名】 取 締 役 浅 川 岳 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第41期中	第42期中	第43期中	第41期	第42期
会計期間		自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高	千円	2,640,131	2,146,248	1,824,955	5,528,657	4,586,908
経常損失	千円	1,032,671	1,266,505	1,024,723	2,045,278	2,472,788
中間(当期)純損失	千円	1,017,202	1,630,264	2,103,546	2,065,427	5,391,418
持分法を適用した場合の投資利益	千円					
資本金	千円	4,117,148	6,234,595	9,162,654	5,728,848	8,155,400
発行済株式総数	千株	113,808	214,553	293,868	203,058	265,487
純資産額	千円	1,436,173	93,072	32,657	723,702	133,870
総資産額	千円	8,419,564	10,273,486	7,850,770	9,962,101	8,331,374
1株当たり純資産額	円	12.62	0.43	0.11	3.56	0.50
1株当たり中間(当期)純損失金額	円	10.48	7.74	7.72	15.47	23.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円					
1株当たり中間(年間)配当額	円					
自己資本比率	%	17.1	0.9	0.4	7.3	1.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	1,121,134	1,588,346	1,265,904	2,683,699	2,452,655
投資活動によるキャッシュ・フロー	千円	100,209	143,388	142,646	248,121	70,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	千円	1,006,804	1,271,210	2,149,530	3,210,393	4,157,905
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	千円	74,519	193,465	2,884,246	367,213	2,143,267
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	人	77 (424)	74 (423)	58 (292)	80 (437)	56 (302)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」は、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間においては、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、関係会社の異動については次に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(子会社) 利霸来科(天津)電子有限 公司(注1)	中国 天津市	20,000	電子機器	75.0	当社の開発した急速充電器の技術を活用した電動自転車用充電器の製造・販売を行う。当社はICチップの供給と技術指導を行う。

また当中間会計期間において、以下の会社が関連会社となっております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(関連会社) 天津天神山服装有限公司 (注2)	中国 天津市	150,000	ベビー・ 子供服の 製造	48.0	ベビー・子供服の製造を行い、当社は仕入を行っている。

(注)1 当該会社の営業開始日は、平成17年10月1日であります。

2 当社及び緊密な者又は同意している者の所有割合合計が48.0%となり、当社の子会社であったものが関連会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	58(292)
---------	---------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(アパレル事業)

当中間期におきましては、企業収益の改善や設備投資の堅調な推移等を受け、個人消費にも緩やかな回復基調が見られましたが、アパレル市場、とりわけベビー・子供服市場につきましては、依然厳しい状況で推移いたしました。

こうした中で、当社といたしましては早期の事業再生・黒字転換を目指して、前事業年度より引き続き、事業の構造改革に取り組んでまいりました。改革の基本方針は、不採算要因と非効率の排除、新規需要の創造と新たな収益基盤の確立にあり、当中間期はまだその途上にあるものの、改革を進行させつつある状況にあります。

既存販路である百貨店、直営店部門の売上高につきましては、不採算要因の排除として前期および当中間期において不採算店舗の大規模な閉鎖をいたしましたことが一因であります。秋冬物商戦の不調の影響による既存店の伸び悩みもあり、百貨店で前年同期比28.0%減、直営店で54.9%減となりました。

一方、新しい収益基盤の確立として取り組んでまいりましたGMS（総合小売業）への卸販売につきましては、24社との取引が実現し、売上高は前年同期比347.5%増となりました。またGMS平場におけるインショップ業態である「ベビープラザ」につきましては、新規出店の9店舗を加え、前年同期比53.8%増、既存店ベースでも26.6%増と好調に推移し、新たな収益モデル事業として確立しつつあります。

しかしながら、全体といたしましては、前述の百貨店、直営店における既存店の伸び悩みに加え、GMS卸販売における秋冬物の追加受注が低調に推移したこと等の要因により、店舗閉鎖による売上減をカバーするには至らず、当中間期におけるアパレル事業の売上高は、15億87百万円（前年同期比24.9%減）となりました。

損益面につきましては、前期より実行してまいりました不採算要因と非効率の排除の効果により販売費及び一般管理費は前年同期比26.7%減となり、営業損失は8億64百万円（前年同期に対し3億9百万円の改善）となりました。

(E & E 事業)

急速充電器、セキュリティ・カメラ・システムの販売は堅調に推移し、また前期末より販売を開始いたしましたDVD付液晶テレビにつきましては、計画を上回る販売を達成するに至りましたが、得意先との取り組みの中で計画しておりました新機種の開発がずれ込んだこともあり、当中間期におけるE & E事業の売上高は2億37百万円（前年同期比620.8%増）となり、営業損失は70百万円となりました。

(全社)

以上の結果、当中間期における全社売上高は18億24百万円（前年同期比15.0%減）となり、営業損失は9億34百万円、経常損失は10億24百万円となりました。なお、営業外損益の主要なものは、新株発行費および社債発行費の償却1億8百万円であります。

また、旧本社ビルの売却損9億36百万円、借入金返済遅延損害金2億86百万円等、総額で13億18百万円を特別損失に計上いたしましたことから、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を差し引いた中間純損失は21億3百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間は、再建計画に沿った事業構造改革の途上であり、営業活動によるキャッシュ・フローは依然マイナスとなりましたが、財務活動における新株式の発行および転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が増加し、資金の増加は7億40百万円（前中間会計期間は資金の減少1億73百万円）となりました。

その結果、当中間会計期間末の資金残高は、28億84百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の減少は12億65百万円（前中間会計期間の資金の減少15億88百万円）となりました。人件費の支出およびその他の営業支出は前中間期に比べ減少したものの、営業収入でこれらの支出をカバーしきれず、マイナスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は1億42百万円（前中間会計期間の資金の増加1億43百万円）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が1億14百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の増加は21億49百万円（前中間会計期間の資金の増加12億71百万円）となりました。これは主として、短期借入金の減少2億18百万円と、株式および新株予約権の発行による収入が9億84百万円、ならびに転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が13億84百万円によるものです。

なお、短期借入金につきましては、当中間会計期間において7億77百万円減少しております。上記金額との差額5億58百万円につきましては、主として旧本社ビルの担保不動産競売手続きによる売却代金が返済に充当されたことによるものであり、非資金取引としてキャッシュ・フロー計算書には含めておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

区分	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
ベビー衣服類	1,479,225	1,438,265
子供服他	137,908	165,953
IT関連	24,627	239,710
合計	1,641,760	1,843,930

- (注) 1 金額は製造原価及び仕入価額であります。
2 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
ベビー衣服類	1,928,659	1,421,153
子供服他	184,650	166,386
IT関連	32,939	237,417
合計	2,146,248	1,824,955

- (注) 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

平成17年4月22日神戸地方裁判所第三民事部において、株式会社整理回収機構より提起を受けておりました貸金返還請求訴訟の判決が下されました。判決の要旨は、当社に対し15億63百万円(平成17年2月28日現在)の遅延損害金を含めて総額58億46百万円の支払を命ずるものであります。

かかる訴訟の提起を受けるという事態を招いたことへの深い反省とともに、当社はこの判決を厳粛に受け止めており控訴等は一切いたしておりません。しかしながら、本件は当社の事業継続にとって最大の課題でありますことから、株式会社整理回収機構との話し合いを継続させていただきながら、当社が新体制で推進しております事業構造の改革と収益基盤の再構築について、引き続き実績の報告をさせていただく所存でございます。

当社の事業再建が何よりも問題解決のための前提となることを深く認識しこの経過を報告しながら、累積する遅延損害金および残債務について、当社の事業継続が可能な範囲でのご理解ご協力を得られるべく今後もお願いを続けてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間会計期間における研究開発活動は、E & E 事業部において、顧客に信頼され、地球環境にも配慮し、かつリーズナブルな製品の開発を指針として行われており、市場のニーズや消費者の生活様式の変化に機敏に対応した製品の開発を目指しております。

当中間会計期間においては、ポータブル会議記録システム「PVS - 2511」を開発いたしました。

前事業年度において開発いたしました360°カメラシステムの技術を利用しつつ、単体で映像・音声の記録を可能とし、液晶パネル、集音マイク、USB端末の搭載、さらに手軽に持ち運びが出来るなど全体をコンパクトにするため、各種回路・装置の統合・制御方法並びに小型化など、機能性と携帯性、さらに実用性を高めるための研究開発が中心となりました。

なお当社が支出した当該製品にかかる研究開発費の総額は9百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備の異動として旧本社ビルを売却しており、その内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	売却年月	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
旧本社ビル (神戸市中央区)	平成17年8月	事務所設備・ 物流センター	543,440	979,399 (3,309.53)	20,616	1,543,456	

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品の合計であります。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	293,868,592	299,041,005	大阪証券取引所 市場第一部	
計	293,868,592	299,041,005		

(注) 提出日現在の発行株式数は平成17年11月30日現在のものであり、中間会計期間末から当該提出日現在における株式の増加は、株式会社キムラタン第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換により発行された新株式であります。なお平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの株式会社キムラタン第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換および第三者割当増資により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、商法第341条ノ2の規定に基づき新株予約権付社債を発行しております。

株式会社キムラタン第3回海外円貨建転換社債型 新株予約権付社債(平成17年8月24日発行)	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日現在)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日現在)
新株予約権の数(個)	50	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記記載の転換価額(ただし、(注1)または(注2)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注3)	本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月29日～ 平成20年8月22日	同左

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日現在)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日現在)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初金77円とする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額は、転換価額(ただし、(注1)または(注2)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
新株予約権付社債の残高(千円)	500,000	200,000

(注) 1 転換価額の修正：転換価額は、平成17年9月9日以降、新株予約権の行使請求期間が終わるまで、毎月2金曜日及び第4金曜日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げる。以下「決定日転換価額」という。)が、当該決定日に有効な転換価額を下回る場合には、決定日の翌取引日以降、決定日転換価額に修正される。ただし、かかる修正後の転換価額が39円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(2)の調整を受ける。)を下回る場合には、転換価額は下限転換価額とする。なお、時価算定期間内に、下記(2)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

- 2 転換価額の調整：当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式により転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

- 3 代用払込に関する事項：商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年6月29日 (注)1	-	265,487	-	8,155,400	2,373,526	-
平成17年8月24日 (注)2	14,493	279,979	507,255	8,662,654	492,762	492,762
平成17年9月26日 (注)3	6,944	286,924	249,999	8,912,654	249,999	742,761
平成17年9月29日 (注)3	6,944	293,868	249,999	9,162,654	249,999	992,761

(注) 1 欠損てん補による資本準備金減少

2 有償第三者割当 : 発行価格69円、資本組入額35円、割当先 Pacific Coral Capital

3 新株予約権の行使 : 第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使
発行価格72円、資本組入額36円

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4-6	38,043	12.95
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリ ティー クライアンツ 613	WINCHESTER HOUSE 1 GREAT WINCHESTER STREET LONDON EC2N 2DB, UK	8,117	2.76
株式会社モン・シャン	東京都港区南青山3丁目3-3 リピエ ラ南青山ビル6階	7,000	2.38
パシフィック コーラルキャピ タル	co/Codan Trust Company(Cayman) Limited Century Yard, Cricket Square Hutchins Drive, Po Box 2681GT GeorgeTown, Grand Cayman, Cayman Islands	6,944	2.36
大 濱 民 郎	東京都世田谷区上祖師谷1丁目1-12	6,000	2.04
畑 崎 廣 敏	芦屋市六麓荘町10-4	3,804	1.29
株式会社オーキタ	東京都中央区日本橋兜町7-7 芥川ビ ル2F	3,708	1.26
廣田証券株式会社	大阪市中央区北浜1丁目1-24	2,500	0.85
芙蓉土地建物株式会社	大阪市中央区伏見町3丁目3-3	2,473	0.84
徳 原 榮 輔	東京都中野区東中野5丁目17-20	2,435	0.83
計		81,025	27.57

(注)上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が11,353千株あります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 53,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 293,576,000	293,576	
単元未満株式	普通株式 239,592		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	293,868,592		
総株主の議決権		293,576	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,353,000株(議決権11,353個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キムラタン	神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル	53,000		53,000	0.02
計		53,000		53,000	0.02

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	96	69	98	116	99	92
最低(円)	53	47	56	76	80	75

(注) 最高・最低株価は、いずれも大阪証券取引所市場第一部によるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表については、公認会計士 延崎弘志氏、公認会計士 田村一美氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		193,465		2,884,246		2,143,267	
受取手形		22,448		18,162		50,880	
売掛金		1,486,502		964,163		1,337,181	
たな卸資産		1,235,423		1,886,841		1,251,074	
前渡金		486,892		151,569		166,154	
預け金	6	900,000					
短期貸付金		170,000		100,000		100,000	
その他	5	445,925		420,348		336,312	
貸倒引当金		88,924		108,483		135,232	
流動資産合計		4,851,731	47.2	6,316,848	80.5	5,249,636	63.0
固定資産							
有形固定資産	1						
建物	2	1,142,286		90,369		618,039	
土地	2	1,877,880		7,011		990,069	
その他		282,588		177,496		181,902	
有形固定資産合計		3,302,754		274,876		1,790,010	
無形固定資産		12,628		182,597		199,921	
投資その他の資産							
投資有価証券	2	904		29,681		25,302	
差入保証金		453,027		404,179		417,653	
長期未収金		1,264,237		363,395		268,207	
その他		149,159		156,340		300,927	
貸倒引当金		176,205		126,554		152,217	
投資その他の資産 合計		1,691,122		827,041		859,872	
固定資産合計		5,006,504	48.7	1,284,516	16.3	2,849,803	34.2
繰延資産							
新株発行費		200,515		110,367		174,231	
社債発行費		73,069		139,037		57,704	
社債発行差金		141,667					
繰延資産合計		415,251	4.1	249,404	3.2	231,935	2.8
資産合計		10,273,486	100.0	7,850,770	100.0	8,331,374	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
買掛金	2	444,627		139,893		203,626	
短期借入金	2	7,231,627		4,885,349		5,662,606	
返品調整引当金		134,000		30,000		72,000	
賞与引当金		27,000		18,000		15,000	
株主からの一時仮受	4	93,788					
未払金				1,997,928		1,732,188	
その他		271,728		115,573		134,407	
流動負債合計		8,202,770	79.8	7,186,744	91.5	7,819,827	93.9
固定負債							
転換社債型新株 予約権付社債		1,500,000		500,000			
退職給付引当金		124,013		125,095		133,288	
繰延税金負債		202		3,712		1,961	
再評価に係る 繰延税金負債		353,429		2,560		242,428	
固定負債合計		1,977,644	19.3	631,368	8.1	377,677	4.5
負債合計		10,180,414	99.1	7,818,113	99.6	8,197,504	98.4
(資本の部)							
資本金		6,234,595		9,162,654		8,155,400	
資本剰余金							
資本準備金		494,253		992,761		2,373,527	
利益剰余金							
中間(当期)未処理 損失		7,164,018		10,128,888		10,758,670	
利益剰余金合計		7,164,018		10,128,888		10,758,670	
土地再評価差額金		530,143		3,840		363,642	
その他有価証券 評価差額金		303		5,569		2,942	
自己株式		2,204		3,281		2,971	
資本合計		93,072	0.9	32,657	0.4	133,870	1.6
負債資本合計		10,273,486	100.0	7,850,770	100.0	8,331,374	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		2,146,248	100.0	1,824,955	100.0	4,586,908	100.0
売上原価		1,259,693	58.7	1,162,405	63.7	2,685,763	58.6
売上総利益		886,555	41.3	662,550	36.3	1,901,145	41.4
販売費及び一般管理費		2,100,847	97.9	1,597,414	87.5	4,087,764	89.1
営業損失		1,214,292	56.6	934,864	51.2	2,186,619	47.7
営業外収益	2	57,381	2.7	25,942	1.4	94,381	2.1
営業外費用	3	109,594	5.1	115,801	6.4	380,550	8.3
経常損失		1,266,505	59.0	1,024,723	56.2	2,472,788	53.9
特別利益	4	14,940	0.7	3,000	0.2	173,590	3.8
特別損失	5,6	374,089	17.4	1,318,047	72.2	3,196,864	69.7
税引前中間(当期) 純損失		1,625,654	75.7	2,339,771	128.2	5,496,062	119.8
法人税、住民税 及び事業税		4,610	0.2	3,643	0.2	6,357	0.1
法人税等調整額				239,867	13.1	111,001	2.3
中間(当期)純損失		1,630,264	75.9	2,103,546	115.3	5,391,418	117.5
前期繰越損失		5,533,754		8,385,143		5,533,754	
再評価差額金取崩額				359,801		166,502	
中間(当期)未処理 損失		7,164,018		10,128,888		10,758,670	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
営業収入		2,430,460	1,981,491	4,790,334
原材料又は商品の仕入れに よる支出		1,428,054	1,712,756	2,777,611
人件費の支出		928,268	632,319	1,686,118
その他の営業支出		1,682,700	899,083	2,767,110
小計		1,608,562	1,262,667	2,440,505
利息及び配当金の受取額		4,849	4	3,803
利息の支払額				11,212
その他の収入		24,633	3,581	4,526
法人税等の支払額		9,266	6,823	9,267
営業活動による キャッシュ・フロー		1,588,346	1,265,904	2,452,655
投資活動による キャッシュ・フロー				
長期性預金の払出 による収入		5,157		5,157
貸付金の回収による収入		250,000		250,000
有形固定資産の取得による 支出		117,798	114,253	148,015
有形固定資産の売却による 収入			52	
無形固定資産の取得による 支出			7,666	65,583
その他の投資活動 による収入		15,474	39,091	43,950
その他の投資活動 による支出		9,445	59,871	14,705
投資活動による キャッシュ・フロー		143,388	142,646	70,804

		前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純減少額		83,735	218,636	319,200
株式および新株予約権 の発行による収入			984,130	2,215,845
転換社債型新株予約権付 社債の発行による収入		2,255,220	1,384,346	2,262,302
エスクロー契約 による預託額		900,000		900,000
エスクロー契約 による受入額				900,000
自己株式の取得による支出		275	310	1,042
財務活動による キャッシュ・フロー		1,271,210	2,149,530	4,157,905
現金及び現金同等物に係る 換算差額				
現金及び現金同等物 の増加額(又は減少額)		173,748	740,979	1,776,054
現金及び現金同等物の 期首残高		367,213	2,143,267	367,213
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		193,465	2,884,246	2,143,267

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>当社は、前事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしました。当中間期においても1,630,264千円の中間純損失および1,588,346千円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。また、大口債権者であります株式会社整理回収機構より、平成16年7月9日付にて当社に対しまして貸金返還請求訴訟を提起されております。</p> <p>当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる状況が生じております。</p> <p>当社は、現在「経営再建計画」の完遂に向け全社一丸となって諸策を推進中であり、前述の疑義は解消できるものと考えております。</p> <p>当中間期における既存アパレル事業につきましては、収益構造改革の基盤を整備すべく不採算店舗からの撤退による収益改善、組織体制のスリム化による人件費の圧縮、ブランドの削減によるコスト削減等のリストラ施策に取り組んでまいりました。さらに、新たな収益の基盤とすべくGMS（総合小売業）への販路開発・取組み強化を推進してきました。</p> <p>一方、新規事業であるE & E事業に関しましては、セキュリティー・カメラ・システムおよび急速充電器の製品が完成し、既に数社からの受注をいただき生産体制に入るにいたしました。</p> <p>前述の訴訟の件につきましては、現在も公判中であり、結果によりましては将来損失が発生する可能性がございますが、今後も真摯に継続して取り組んでまいります。</p> <p>財務面におきましては、不動産の売却による借入金の返済に取り組んでおります。また、平成16年11月15日を払込日とする第三者割当増資による新株式発行（払込総額2,000,016千円）を実施し、資金調達ならびに財務体質強化を図りました。</p>	<p>当社は、前事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の記載をいたしました。当中間期においても21億300万円の中間純損失および12億650万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。加えて、平成17年4月22日付神戸地方裁判所において、株式会社整理回収機構より提起を受けておりました貸金返還請求訴訟の判決が下され、確定遅延損害金を含む総額58億4600万円の支払い命令を受けるに至りました。</p> <p>当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が生じております。</p> <p>当社は、現在再建に向けた事業構造改革の基本方針のもと、全社一丸となって諸策を推進中であり、前述の疑義は解消できるものと考えております。</p> <p>当中間期におけるアパレル事業につきましては、前事業年度より実行してまいりました不採算店舗の閉鎖、非効率要素の排除をさらに推し進めるとともに、新たな収益基盤としてのGMS（総合小売業）との取組み強化と、単品売場におけるインショップ業態であるベビーブラザの収益モデル確立に努めてまいりましたが、秋冬物商戦の不調の影響による既存店売上の伸び悩み等もあり営業利益改善は3億900万円にとどまりました。かかる状況を踏まえて下半期にはさらに、売上原価の低減、全業態、全部門におけるさらなる生産性向上の追及、販売費及び一般管理費の節減に努めるとともに、収益モデル事業であるベビーブラザの新規開発を積極的に推進し、収益性の大幅な改善を達成すべく鋭意努力してまいります。</p> <p>またE & E事業につきましては、既存製品および販路に加えて、新製品の投入と新規販路開発の目処も立ち、下半期には事業としての確立ができる見通しであります。</p>	<p>当社は、当事業年度において53億9100万円の当期純損失および24億5200万円のマイナス営業キャッシュ・フローを計上いたしました。また、株式会社整理回収機構より提起を受けておりました貸金返還請求訴訟の判決が、平成17年4月22日神戸地方裁判所第三民事部において下され、確定遅延損害金を含む総額58億4600万円の支払い命令を受けるに至りました。</p> <p>当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる状況が生じております。</p> <p>当社は、当該状況を解消し経営基盤を強化すべく、当事業年度におきまして経営陣を刷新し本業であるアパレル事業の抜本的構造改革に取り組んでまいりました。不採算店舗の大量閉鎖にはじまり店頭および本部人員の大幅削減等、あらゆる不採算要因・非効率の排除を行う一方、GMS（総合小売業）との買取りビジネスを開始することにより新たな収益基盤の付加を進めてまいりました。</p> <p>その結果、アパレル事業におきましては店舗閉鎖や返品処理によって通期の営業損失は19億700万円となったものの、上半期11億7300万円に対し下半期7億3300万円と、赤字幅の低減を実行してまいりました。この延長上に次期は、さらなる不採算の圧縮とGMS取組みの拡大等により営業損益の大幅な改善が達成できる見通しでございます。</p> <p>また、新規事業につきましては、当期は大幅に計画を下回る結果に終わったものの、製品ごとの販路および共同開発体制の実現により、次期において事業としての確立が実行できる見通しであります。こうした両事業の改革・確立によって永らく続きまして赤字体質を次期以降において脱却できる見通しでございます。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>下半期におきましては、アパレル事業の早期業績回復を目指しており、第4四半期には黒字転換基調に転じるべく鋭意努力してまいります。E&E事業につきましても、開発投資を結実させるべくさらなる営業力強化を図り、事業拡大を進めてまいります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>こうした両事業の改革・確立により早期の黒字転換を目指してまいりますとともに、仕入の適正化、在庫の圧縮を推進し、営業キャッシュ・フローの状況につきましても大きく改善を果たすべく努力してまいります。</p> <p>また、株式会社整理回収機構との問題につきましても、前事業年度より継続して真摯に取り組んでおります。債務返済につきましても不動産の売却による返済を含めまして、より一層の取り組みの話し合いをさせていただいており、当社の事業再生にご理解をいただけるようさらなる努力をいたしてまいります。</p> <p>加えて、平成17年12月21日に第三者割当増資により新株式を発行し、同日第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行し払込手続も完了いたしました。これらにより調達いたしました資金の一部は事業運転資金へ充当するとともに、借入債務の返済をより加速させながら、今後も引き続き、事業再生と財務体質の強化に全社一丸となって取り組んでまいります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>また、上記訴訟の判決につきましては、当社はこれを厳粛に受けとめており、さらにかかる事態に至った過去の経緯を深く反省している次第であります。しかしながら、引き続き株式会社整理回収機構との話し合いを継続させていただきながら、前述の当社事業における取組みとその経過を報告申し上げつつ、当社の事業継続が可能な範囲でのご理解ご協力をお願いして参る所存でございます。</p> <p>今後も引き続き、事業再生と財務問題の解決を全社一丸となって取り組んでまいりる決意でございます。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は株式については移動平均法、株式以外ものは総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ...総平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 材料 : 最終仕入原価法 仕掛品 : 個別法による原価法 製商品 : 同上(但し、季越品の一部は売却可能額まで評価替えを行っております。)</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は株式については移動平均法、株式以外ものは総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ...総平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 主な耐用年数 建物及び構築物 6~45年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に対する当期販売数量の割合を乗じた金額と、見積有効年数(3年)による定額法によって計算した金額のいずれか多い金額をもって償却しております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
3 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年)で均等償却しております。</p> <p>社債発行費 商法施行規則に規定する最長期間(3年(3年以内に償還期限が到来するときは、その期間内))で均等償却しております。</p> <p>社債発行差金 社債の償還期間で均等償却しております。</p>	<p>新株発行費 同左</p> <p>社債発行費 同左</p>	<p>新株発行費 同左</p> <p>社債発行費 同左</p> <p>社債発行差金 社債の償還期間で均等償却しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済製商品の中間期末日後の返品による損失に備えるため、中間期末月前2ヵ月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(97,544千円)については5年による按分額を費用処理することとし、その間に計上した臨時償却の額(41,312千円)はその後の計算においては除いております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済製商品の期末日後の返品による損失に備えるため、期末以前2ヵ月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお会計基準変更時差異(97,544千円)については5年による按分額を費用処理することとし、その間に計上した臨時償却の額(41,312千円)はその後の計算においては除いております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他(中間)財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>従来、百貨店等の売上仕入契約を締結している得意先に対する売上については、店頭売上高から歩率家賃を控除した金額を「売上高」として計上しておりましたが、当事業年度より、店頭売上高を「売上高」として計上し、歩率家賃を「販売費及び一般管理費」として計上する方法に変更しております。これは取引実態に即した会計処理を行うことにより、店頭売上高とそれに対応する販売経費を的確に捉え、区分損益をより適正に表示できると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更により、売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費はそれぞれ、327,432千円増加しております。</p> <p>なお、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失には、影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>これにより税引前中間純損失が3,658千円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>従来、百貨店等の売上仕入契約を締結している得意先に対する売上については、店頭売上高から歩率家賃を控除した金額を「売上高」として計上しておりましたが、当事業年度より、店頭売上高を「売上高」として計上し、歩率家賃を「販売費及び一般管理費」として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは取引実態に即した会計処理を行うことにより、店頭売上高とそれに対応する販売経費を的確に捉え、区分損益をより適正に表示できると判断したことによるものであります。</p> <p>この変更により、売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費はそれぞれ、703,415千円増加しております。</p> <p>なお、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失には、影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間において流動負債の「その他」に含めていた「未払金」(前中間会計期間121,245千円)は負債及び資本の合計額の100分の5を超えたため、当中間会計期間から区分掲記しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が7,065千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が7,065千円増加しております。</p>		<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことにともない、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が22,084千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が22,084千円増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,025,262千円	272,376千円	1,878,123千円
2 担保資産			
(1) 担保に供している資産			
建物	1,065,543千円	千円	546,784千円
土地	1,867,210		979,400
投資有価証券		21,503	19,581
計	<u>2,932,754</u>	<u>21,503</u>	<u>1,545,765</u>
	上記の建物・土地(本社・須磨ビル)は、神戸地方裁判所において、不動産競売手続中であります。		上記の建物・土地(本社)は、神戸地方裁判所において、不動産競売手続中であります。
(2) 担保資産に対応する債務			
短期借入金	7,231,627		5,662,606
買掛金		54,220	52,342
計	<u>7,231,627</u>	<u>54,220</u>	<u>5,714,948</u>
3 受取手形裏書譲渡高	20,146千円	千円	千円
4 株主からの一時仮受	株主からの一時仮受であります。		
5 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動資産の「その他」に含めて表示しております。	同左	
6 預け金	株式会社キムラタン第2回海外円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行にともない、調達額のうちエスクロー契約書に基づくエスクロー代理人であるBryan Caveの口座に預託されているものであり、社債の轉換に応じて、当社の本邦口座に送金されるものであります。		

項目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
7 偶発債務	<p>(訴訟関連)</p> <p>当社は、平成16年7月9日付で神戸地方裁判所において株式会社整理回収機構より貸金返還請求訴訟の提起を受けており、平成16年11月30日現在、貸金元本5,278,400千円に同遅延損害金1,396,454千円を加えた総額6,674,854千円の請求を受けております。</p> <p>平成16年10月13日 第一回公判 平成16年12月3日 第二回公判</p> <p>当該案件におきましては、現在、裁判係属中ではありますが、当社「経営再建計画」を改めてご提示し、諸処ご相談申し上げますが、裁判の推移によっては上記遅延損害金による損失が発生する可能性があります。</p>		

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 減価償却実施額			
有形固定資産	66,612千円	49,195千円	132,302千円
無形固定資産	223	39,910	24,595
2 営業外収益のうち 主要なもの			
受取利息	2,121千円	509千円	2,234千円
仕入割引	24,944	7,571	42,896
3 営業外費用のうち 主要なもの			
支払利息	2,085千円	千円	3,271千円
売上割引	388		869
新株発行費償却	77,135	75,091	179,694
社債発行費償却		33,576	28,852
4 特別利益のうち 主要なもの			
貸倒引当金戻入額	14,940千円	3,000千円	20,354千円
5 特別損失のうち 主要なもの			
貸倒引当金繰入額	千円	28,344千円	45,727千円
店舗閉鎖損失	13,905	19,028	47,646
本社移転損失		19,967	
前期返品調整引 当金修正損	355,594		355,594
固定資産売却損		建物・構築物 338,587 土地 585,978 車両 14 工具器具及び 備品 12,334	建物・構築物 380,475 土地 559,373 工具器具及び 備品 15,773
		合計 936,915	合計 955,621
損害賠償金		286,921	1,614,837
開発中止損失		23,137	70,000

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)						
6 減損損失		<p>当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="695 383 1007 479"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県 神戸市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は資産を事業別および取引販路別にグルーピングを行っております。ただし、独立したキャッシュ・フローを生み出すものと認められる遊休資産については、個別のグルーピングとしております。また、本社設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当中間会計期間において、地価の下落した遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少価額を減損損失（3,658千円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、上記遊休資産の回収可能価額は路線価による評価額に基づき正味売却価額により算定しております。</p>	場所	用途	種類	兵庫県 神戸市	遊休資産	土地	
場所	用途	種類							
兵庫県 神戸市	遊休資産	土地							

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年 9月30日)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">193,465千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>193,465</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	193,465千円	現金及び現金同等物	<u>193,465</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 9月30日)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,884,246千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>2,884,246</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,884,246千円	現金及び現金同等物	<u>2,884,246</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,143,267千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;"><u>2,143,267</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,143,267千円	現金及び現金同等物	<u>2,143,267</u>						
現金及び預金勘定	193,465千円																			
現金及び現金同等物	<u>193,465</u>																			
現金及び預金勘定	2,884,246千円																			
現金及び現金同等物	<u>2,884,246</u>																			
現金及び預金勘定	2,143,267千円																			
現金及び現金同等物	<u>2,143,267</u>																			
<p>2 重要な非資金取引の内容 (1) 転換社債型新株予約権付社債の転換</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>505,747千円</u></td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>494,253千円</u></td> </tr> <tr> <td>転換による新株予約権付社債減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,000,000千円</u></td> </tr> </table>	新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>505,747千円</u>	新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>494,253千円</u>	転換による新株予約権付社債減少額	<u>1,000,000千円</u>	<p>2 重要な非資金取引の内容 (1) 転換社債型新株予約権付社債の転換</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>499,999千円</u></td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>499,999千円</u></td> </tr> <tr> <td>転換による新株予約権付社債減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,000,000千円</u></td> </tr> </table>	新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>499,999千円</u>	新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>499,999千円</u>	転換による新株予約権付社債減少額	<u>1,000,000千円</u>	<p>2 重要な非資金取引の内容 (1) 転換社債型新株予約権付社債の転換</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,274,788千円</u></td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,225,212千円</u></td> </tr> <tr> <td>転換による新株予約権付社債減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>2,500,000千円</u></td> </tr> </table>	新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>1,274,788千円</u>	新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>1,225,212千円</u>	転換による新株予約権付社債減少額	<u>2,500,000千円</u>
新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>505,747千円</u>																			
新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>494,253千円</u>																			
転換による新株予約権付社債減少額	<u>1,000,000千円</u>																			
新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>499,999千円</u>																			
新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>499,999千円</u>																			
転換による新株予約権付社債減少額	<u>1,000,000千円</u>																			
新株予約権付社債の転換による資本金増加額	<u>1,274,788千円</u>																			
新株予約権付社債の転換による資本準備金増加額	<u>1,225,212千円</u>																			
転換による新株予約権付社債減少額	<u>2,500,000千円</u>																			
<p>(2) 第1回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却と第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行それぞれ1,500,000千円は、第1回社債契約に基づく追補社債買取契約に従って、交差受領書を交わすことにより行われております。</p>	<p>(2) 担保不動産競売手続きによる短期借入金の減少</p> <table border="0"> <tr> <td>当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>525,464千円</u></td> </tr> <tr> <td>長期未収金との相殺による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>33,155千円</u></td> </tr> <tr> <td>私財提供との相殺による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>千円</u></td> </tr> </table>	当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額	<u>525,464千円</u>	長期未収金との相殺による短期借入金の減少額	<u>33,155千円</u>	私財提供との相殺による短期借入金の減少額	<u>千円</u>	<p>(2) 第1回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却と第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行それぞれ1,500,000千円は、第1回社債契約に基づく追補社債買取契約に従って、交差受領書を交わすことにより行われております。</p>												
当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額	<u>525,464千円</u>																			
長期未収金との相殺による短期借入金の減少額	<u>33,155千円</u>																			
私財提供との相殺による短期借入金の減少額	<u>千円</u>																			
	<p>(注) 裁判所による担保不動産競売手続きにより、直接債権者に対し支払われたものであります。当社においては短期借入金と各々対応する科目とを相殺処理しております。</p>	<p>(3) 担保不動産競売手続きによる短期借入金の減少</p> <table border="0"> <tr> <td>当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>456,451千円</u></td> </tr> <tr> <td>長期未収金との相殺による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>817,658千円</u></td> </tr> <tr> <td>私財提供との相殺による短期借入金の減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>59,447千円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 裁判所による担保不動産競売手続きにより、直接債権者に対し支払われたものであります。当社においては短期借入金と各々対応する科目とを相殺処理しております。</p>	当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額	<u>456,451千円</u>	長期未収金との相殺による短期借入金の減少額	<u>817,658千円</u>	私財提供との相殺による短期借入金の減少額	<u>59,447千円</u>												
当社の所有する不動産売却による短期借入金の減少額	<u>456,451千円</u>																			
長期未収金との相殺による短期借入金の減少額	<u>817,658千円</u>																			
私財提供との相殺による短期借入金の減少額	<u>59,447千円</u>																			

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品				その他				合計					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品				その他				合計			
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																															
	工具器具及び備品																																		
	その他																																		
	合計																																		
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																															
	工具器具及び備品																																		
	その他																																		
	合計																																		
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 千円 1年超 合計		2 未経過リース料期末残高相当額 1年内 千円 1年超 合計																																	
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 28,967千円 減価償却費相当額 27,064 支払利息相当額 165		3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 28,967千円 減価償却費相当額 27,064 支払利息相当額 165																																	
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。																																	
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。																																	

(有価証券関係)

1 前中間会計期間末(平成16年9月30日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	399	904	505
合計	399	904	505

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(2) 時価評価されていない主な有価証券

該当事項はありません。

2 当中間会計期間末(平成17年9月30日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	20,399	29,681	9,282
合計	20,399	29,681	9,282

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(2) 時価評価されていない主な有価証券

該当事項はありません。

3 前事業年度末(平成17年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	20,399	25,302	4,903
合計	20,399	25,302	4,903

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(2) 時価評価されていない主な有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

前事業年度(平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額 0円43銭	1株当たり純資産額 0円11銭	1株当たり純資産額 0円50銭
1株当たり中間純損失 7円74銭	1株当たり中間純損失 7円72銭	1株当たり当期純損失 23円50銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	1,630,264	2,103,546	5,391,418
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式に係る 中間(当期)純損失(千円)	1,630,264	2,103,546	5,391,418
普通株式の期中平均株式数 (株)	210,681,686	272,580,959	229,466
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	株式会社キムラタン 第2回海外円貨建転換 社債型新株予約権付社 債(新株予約権の数150 個)。これらの概要は 「新株予約権等の状 況」に記載のとおり。	株式会社キムラタン 第3回海外円貨建転換 社債型新株予約権付社 債(新株予約権の数50 個)。これらの概要は 「新株予約権等の状 況」に記載のとおり。	

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>平成16年11月9日付神戸地方裁判所第3民事部より当社宛、下記物件につき担保不動産売却実施の取り消し通知の書面送達(送達日:平成16年11月10日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 神戸ポートアイランド・本社ビル</p> <p>(2) 債務者 株式会社木村坦商店 株式会社キムラタン</p> <p>(3) 物件所有者 株式会社キムラタン</p> <p>株式会社キムラタン第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債について平成16年11月10日に、下記のとおり、転換行使がございました。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社キムラタン第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債</p> <p>(2) 転換行使額面金額 500,000,000円</p> <p>(3) 未行使額面残高 1,000,000,000円</p> <p>(4) 交付株式数 5,787,037株</p> <p>(5) 転換価額 86.4円(注)</p> <p>(6) 資本組入額 1株につき 金44円</p> <p>(7) 資本組入額の総額 254,629,628円</p> <p>(注)本海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債発行要綱に規定された転換価額修正条項の適用によるものです。</p> <p>平成16年10月27日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。</p> <p>(1) 発行新株式数 普通株式26,316,000株</p> <p>(2) 発行価格 1株につき 金76円</p> <p>(3) 発行価額の総額 2,000,016,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき 金38円</p> <p>(5) 資本組入額の総額 1,000,008,000円</p> <p>(6) 申込期日 平成16年11月12日</p> <p>(7) 払込期日 平成16年11月15日</p> <p>(8) 配当起算日 平成16年10月1日</p> <p>(9) 資金の用途 既存アパレル事業のGMS受注商品の製造開発費等ならびに新規事業の急速充電器他の受注商品の製造仕入及び開発費。さらに残額をその他運転資金及び借入金返済に充当する予定。</p>	<p>株式会社キムラタン第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債について平成17年11月30日並びに平成17年12月1日に、下記のとおり、転換行使がございました。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社キムラタン第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債</p> <p>(2) 転換行使額面金額 500,000,000円</p> <p>(3) 未行使額面残高 円</p> <p>(4) 交付株式数 8,620,688株</p> <p>(5) 転換価額 58円(注)</p> <p>(6) 資本組入額 1株につき 金29円</p> <p>(7) 資本組入額の総額 249,999,952円</p> <p>(注)本海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の社債発行要綱に規定された転換価額修正条項の適用によるものです。</p> <p>平成17年12月5日開催の当社取締役会において、株式会社キムラタン第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了しました。</p> <p>イ 本新株予約権付社債の種類及び銘柄 株式会社キムラタン第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債</p> <p>ロ 本新株予約権付社債に関する事項</p> <p>(i)発行価額 本社債の額面金額の100%(各本社債額面金額10,000,000円)</p> <p>(ii)発行価額の総額 40億円</p> <p>(iii)券面額の総額 40億円</p> <p>(iv)利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>(v)償還期限 平成20年12月22日</p> <p>(vi)本新株予約権の目的となる株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(viii)(2)記載の転換価額(ただし、下記(viii)(3)、(4)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(vii)本新株予約権の総数 400個</p>	<p>平成16年7月9日付で神戸地方裁判所(訴状送達日:平成16年7月15日)において株式会社整理回収機構より訴訟の提起を受けておりました貸金返還請求事件について、平成17年4月22日午前10時下記の通り判決の言い渡しがございました。</p> <p>(1) 訴訟を提起した者 1.名称 株式会社整理回収機構 2.所在地 東京都中野区本町二丁目46番1号</p> <p>(2) 訴訟の内容 借入金明細 (平成16年6月30日現在) (平成17年2月28日現在) 残元金 5,334,900,000円 4,282,831,481円 確定遅延損害金 1,084,706,367円 1,563,911,919円</p> <p>(3) 請求金額 (平成16年6月30日現在) (平成17年2月28日現在) 6,419,606,367円 5,846,743,400円</p> <p>(4) 判決の要旨 1.被告株式会社キムラタン及び被告木村喜彦は、原告に対し、連帯して、38億1,372万1,727円及び内金28億5,407万4,209円に対する平成17年3月1日から支払済みまで年14%の割合による金員を支払え。</p> <p>2.被告株式会社キムラタン、被告らは、原告に対し、連帯して、20億3,302万1,673円及び内金14億2,875万7,272円に対する平成17年3月1日から支払済みまで年14%の割合による金員を支払え。</p> <p>3.被告株式会社木村坦商店は、原告に対し、9億1,747万6,918円及び内金6億9,690万4,321円に対する平成17年2月1日から支払済みまで年14%の割合による金員を支払え。</p> <p>4.被告株式会社木村坦商店、木村丞造は、原告に対し、連帯して、5億5,027万0,151円及び内金3億9,105万5,594円に対する平成17年2月1日から支払済みまで年14%の割合による金員を支払え。</p> <p>5.訴訟費用は、被告らの負担とする。</p> <p>6.この判決は第一ないし第四項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>(注)上記の確定遅延損害金1,563,911,919円ならびに平成17年3月1日から平成17年3月31日までに発生している遅延損害金50,924,626円と合わせて1,614,836,545円は当期(平成17年3月期)の財務諸表に織り込み済みであります。したがって、当該遅延損害金が平成18年3月期の損益に与える影響はございません。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>平成16年11月30日付神戸地方裁判所より当社宛、下記物件につき担保不動産競売開始決定通知の書面送達(送達日:平成16年12月1日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 神戸ポートアイランド・本社ビル</p> <p>(2) 申立債権者 株式会社整理回収機構</p> <p>(3) 債務者 株式会社キムラタン</p> <p>(4) 物件所有者 株式会社キムラタン</p> <p>平成16年12月13日付神戸地方裁判所より当社宛、下記物件につき担保不動産売却実施通知の書面送達(送達日:平成16年12月14日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 神戸ポートアイランド・本社ビル</p> <p>(2) 申立債権者 ソーラー・ウインド・リミテッド</p> <p>(3) 債務者 株式会社キムラタン</p> <p>(4) 物件所有者 株式会社キムラタン</p>	<p>(viii)本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額</p> <p>(1)本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>(2)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初、59円とする。</p> <p>(3)転換価額は、平成18年1月27日以降、新株予約権の行使請求期間が終わるまで、毎月第4金曜日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げる。以下「決定日転換価額」という。)が、当該決定日に有効な転換価額を下回る場合には、決定日の翌取引日以降、決定日転換価額に修正される。</p> <p>ただし、かかる修正後の転換価額が33円(以下「下限転換価額」という。ただし下記(4)の調整を受ける。)を下回る場合には、転換価額は下限転換価額とする。</p> <p>なお、時価算定期間に、下記(4)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(4)当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式により転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{時価}}$ <p>(ix)本新株予約権の行使期間 平成17年12月27日から平成20年12月19日。</p> <p>(x)本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>平成17年4月20日付東京地方裁判所第21民事部より当社宛、下記物件につき担保不動産競売実施取り消し通知の書面送達(送達日:平成17年4月25日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 旧東京支社・富ヶ谷ビル</p> <p>(2) 債務者 株式会社キムラタン</p> <p>(3) 物件所有者 株式会社キムラタン</p> <p>(注)売却不動産の評価を見直す必要が生じたことにより、今回の売却実施命令を取り消すというものです。したがって、再評価の後、再度売却実施命令が出される予定です。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>平成16年11月30日付神戸地方裁判所より当社宛、下記物件につき担保不動産競売開始決定通知の書面送達(送達日:平成16年12月1日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 神戸ポートアイランド・本社ビル</p> <p>(2) 申立債権者 株式会社整理回収機構</p> <p>(3) 債務者 株式会社キムラタン 株式会社木村坦商店</p> <p>(4) 物件所有者 株式会社キムラタン</p> <p>平成16年12月13日付神戸地方裁判所より当社宛、下記物件につき担保不動産競売実施通知の書面送達(送達日:平成16年12月14日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 神戸ポートアイランド・本社ビル</p> <p>(2) 申立債権者 ソーラー・ウインド・リミテッド</p> <p>(3) 債務者 株式会社キムラタン 株式会社木村坦商店</p> <p>(4) 物件所有者 株式会社キムラタン</p>	<p>(xi)本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、転換価額(調整又は修正された場合は、調整又は修正後の転換価額)に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>(xii)本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。</p> <p>(xiii)本新株予約権の譲渡に関する事項 本新株予約権は譲渡できない。</p> <p>ハ 発行方法 特定海外投資家の総額買取引受</p> <p>ニ 引受人の名称 Pacific Coral Capital</p> <p>ホ 発行場所 欧州を中心とする海外市場</p> <p>ヘ 新規発行による手取金の額及び使途</p> <p>(i)本新株予約権付社債の新規発行による手取金の額</p> <p>(1)発行総額 40億円</p> <p>(2)発行諸費用の概算額 5千万円</p> <p>(3)差引手取概算額 39億5千万円</p> <p>(ii)本新株予約権付社債の手取金の使途 自己資本の充実による財務強化、ならびに借入金の返済に充てたいします。</p> <p>ト 新規発行年月日 平成17年12月21日</p> <p>チ 上場証券取引所の名称 該当なし</p> <p>リ 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限及びその他の制限が付されている場合における当該制限の内容 該当なし</p>	<p>平成17年4月20日付東京地方裁判所第21民事部より当社宛、下記物件につき担保不動産競売実施取り消し通知の書面送達(送達日:平成17年4月25日)がございました。</p> <p>(1) 物件名 旧東京支社・富ヶ谷ビル 東京都渋谷区富ヶ谷1-15-2</p> <p>(2) 債務者 株式会社キムラタン 株式会社木村坦商店</p> <p>(3) 物件所有者 株式会社木村坦商店</p> <p>(注)売却不動産の評価を見直す必要が生じたことにより、今回の売却実施命令を取り消すというものです。したがって、再評価の後、再度売却実施命令が出される予定です。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>平成17年12月5日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議し、払込手続を終了致しました。</p> <p>(1) 発行新株式数 普通株式16,950,000株 (2) 発行価格 1株につき 金59円 (3) 発行価額の総額 1,000,050,000円 (4) 資本組入額 1株につき 金30円 (5) 資本組入額の総額 508,500,000円 (6) 申込期日 平成17年12月21日 (7) 払込期日 平成17年12月21日 (8) 配当起算日 平成17年10月1日 (9) 資金の用途 自己資本の充実による財務強化、並びに借入金金の返済に充てたいします。</p> <p>子会社の異動について 当社は、平成17年12月16日開催の取締役会においてE & E事業の事業基盤をさらに強固なものとするために、オプト株式会社の新株式を取得（第三者割当増資により取得）し、子会社化することを決議し、平成17年12月22日に株式を取得しました。</p> <p>(1) 子会社の概要 名称 オプト株式会社 所在地 長野県佐久郡軽井沢町軽井沢東16番地2 代表者 代表取締役社長 小川太郎 資本金 60百万円 事業の内容 AV及びIT機器・検査装置、光学機器の開発・設計・製作販売・技術指導</p> <p>(2) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数 異動前の所有株式数 0株 (所有割合0.0%) 異動株式数 2,000株 (取得価額1億69百万円) 異動後の所有株式数 2,000株 (所有割合62.5%)</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 臨時報告書
平成17年5月25日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の解決)に基づく臨時報告書であります。
- (2) 有価証券報告書 事業年度 自 平成16年4月1日 平成17年6月30日
及びその添付書類 (第42期) 至 平成17年3月31日 関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書 平成17年8月8日
(第三者割当増資)及びその添付書類であります。 関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書 平成17年8月8日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(転換社債型新株予約権付社債)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書 平成17年8月8日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(土地及び建物の譲渡)に基づく臨時報告書であります。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書 平成17年8月9日
上記(3)の訂正届出書であります。 関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書 平成17年12月5日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(転換社債型新株予約権付社債)に基づく臨時報告書であります。
- (8) 有価証券届出書 平成17年12月5日
(第三者割当増資)及びその添付書類であります。 関東財務局長に提出
- (9) 臨時報告書 平成17年12月22日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月28日

株式会社キムラタン

取締役会 御中

神戸共同公認会計士事務所

公認会計士 延 崎 弘 志

公認会計士田村一美事務所

公認会計士 田 村 一 美

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たちは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キムラタンの平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は16億30百万円の間接純損失及び15億88百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、また、貸金返還請求訴訟の提起を受けており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 会計処理の変更に記載のとおり、会社は、従来売上仕入契約に基づく売上については店頭売上高から歩率家賃を控除した金額を「売上高」として計上していたが、当事業年度より店頭売上高を「売上高」として計上し、歩率家賃を「販売費及び一般管理費」として計上する方法に変更した。
3. 中間貸借対照表関係注記8 偶発債務及び第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (2) その他(重要な訴訟事件等)に記載のとおり、会社は貸金返還請求訴訟の提起を受けており、現在係争中である。
4. 重要な後発事象に、第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換行使、第三者割当による新株式発行及び申立債権者2社による本社ビルの不動産競売手続に関する記載がある。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月26日

株式会社キムラタン

取締役会 御中

神戸共同公認会計士事務所

公認会計士 延 崎 弘 志

公認会計士田村一美事務所

公認会計士 田 村 一 美

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たちは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キムラタンの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は21億3百万円の中間純損失及び12億65百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、また、提起を受けていた貸金返還請求訴訟の判決が下され、確定遅延損害金を含む総額58億46百万円の支払命令を受けるに至った。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に、第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換行使、第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行・同払込手続の終了、第三者割当による新株式発行・同払込手続の終了及び子会社の異動に関する記載がある。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。